

<目次>

- ソフトバンクモバイル 親権者同意書に係る協議報告
- 消費者庁「集団的消費者被害救済制度研究会」報告書が確認されました。

**ソフトバンクモバイルとの
未成年者契約に伴う親権者等の同意書の是正申し入れ
に関する協議報告
～包括同意条項での進展は見られず終了しました。～**

消費者機構日本では、消費者の方からの情報提供をきっかけに、大手携帯電話事業者が使用している同意書（※1）について調べました。

※1 携帯電話事業者が、未成年者を契約申込者とする際に親権者等（法定代理人）に提出を求めている書面。

各事業者とも共通して包括同意条項（※2）を使用していましたが、加えてソフトバンクモバイル（以下「SBM」）は同意書（2008年8月版）において、親権者等の代理権の行使を制限する条項（以下「代理権制限条項」、※3）を使用していました。

※2 未成年者を契約申込者とする携帯電話通信サービス契約の締結時において、最初の契約時に親権者等が契約締結後に未成年者が自由に各種変更（料金プラン・付加サービスの変更、契約解除、利用停止等）を行うこと等に同意する条項。

※3 包括同意条項に同意後は、親権者等であっても未成年者の承諾がなければ、未成年者名義の通信サービス等の契約に関する各種変更の手続きは行えないことに同意する条項。

当機構はSBMに対して、同意書における包括同意条項と代理権制限条項の使用には問題があるとして、2008年10月1日に改善を申し入れました。

I. 問題点と申し入れ趣旨

当機構が包括同意条項と代理権制限条項について問題視した点、及び各条項に対する申し入れの趣旨は次のとおりです。

<包括同意条項>

【問題点】

親権者等が包括同意条項に同意後は、未成年者は自由に経済的負担が増える通信料金プランへの変更や通信付加サービスの追加、携帯電話機の機種変更等を行うことができ、利用者である未成年者の支払い能力を超える利用料が発生する可能性があるため未成年者保護に欠ける。

また、民法第5条1項は、未成年者等が主体となる契約において、

親権者等の同意を要件として未成年者等の保護を規定しているのに、これに反する。

【申入れの趣旨】

未成年者が変更しようとする契約内容が、未成年者にとって不利益となる可能性がある場合は、個別の契約変更ごとに親権者等から同意を得る同意書に是正すること。

<代理権制限条項>

【問題点】

親権者等が包括同意条項に同意後は、親権者等は未成年者の承諾がないと未成年者名義の携帯電話の通信サービス等の契約変更が行えないこととなるが、民法は親権者等の代理権行使に何ら制限を設けていないため、これに反する。

【申入れの趣旨】

同意書から、代理権制限条項の削除を削除すること。

II. 申し入れの結果

当機構とSBMは、約2年に渡り、包括同意条項の是正と代理権制限条項の削除について協議を続けてきましたが、最終的にはSBMの下記の回答をもって協議を終了することとなりました。

<包括同意条項>

是正しない。

(理由) 親権者等は未成年者の携帯電話の使用において、①親権者等が自ら契約者となり契約締結し、未成年者には契約変更を行わせない②未成年者を契約者とし契約を締結し、契約内容の変更等を未成年者に許容させる、を選択できる。親権者等は、未成年者が自由に契約変更等を行うことを望まないならば、①を選択し、未成年者の携帯電話の使用を監督することができる。

<代理権制限条項>

削除する。

(理由) 総務省と同意書の記載内容に関する意見交換を行った。包括同意条項については必ずしも否定されるものではないとの理解を得たが、利用者のニーズに応えるため、カタログの2009年8月号または9月号を目処として、代理権制限条項の削除を含めて、同意書の内容・表現を改善する。

その後、SBMの同意書からは、代理権制限条項が削除されましたので、当機構の削除の申入れが受け入れられたと考えられますが、包括同意条項の内容が是正されなかったことは、未成年者保護の観点から問題が残りました。

包括同意条項の是正に関しましては、S B Mからは当初から一貫して上記理由により是正しないとの回答でした。

今後、意見交換を続けても、包括同意条項の是正については協議の進展が見られない、と考えられることから、協議を終了しました。

Ⅲ. 今後の取組み

親権者による包括同意の問題は、他の携帯電話会社にも共通する部分があります。そこで消費者に対する、わかりやすい注意喚起をホームページを通して行っていく予定です。

また、本件包括同意条項は、民法の強行規定に反する条項と考えられます。消費者契約法の差止請求権は、民法の強行規定には及ばないため、今回の協議終了の判断に至りました。この点は、消費者団体訴訟制度の不備と考えられますので、今後、制度改善の要望を行う事を検討していきます。

集团的消費者被害救済制度について

<消費者庁「集团的消費者被害救済制度研究会」報告書が確認されました>

ここ数年、消費者被害の件数は高水準で推移し、被害実態は複雑化し多様化しています。これらの状況に対し、2009年の消費者庁・消費者委員会設置法案の成立に際し、附則第6項で、法施行後三年を目途に、「多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益を剥奪し、被害者を救済する為の制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。」が明記されました。

これを受け、内閣府国民生活局「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会」が、海外事例の調査検討、現行法制度との関連検討等を進め、今後の検討に向け論点を整理した研究会報告を、2009年8月にまとめました。

更に、2009年11月に消費者庁に「集团的消費者被害救済制度研究会」が組織され、現行の国内制度の分析を基礎に新しい制度について検討を進め、2010年8月26日には、今後の制度創設の検討に向けた研究会報告書が確認されました。

この研究会報告書では、「より多数の消費者の救済となり効率的な訴訟運営が可能な制度として、新たな集合訴訟制度を検討すべきである」、また「集合訴訟制度の創設によってもなお、民事訴訟での被害回復が困難な類型について、行政による経済的不利益賦課制度及び保全制度としてどのようなものが必要か検討すべきである」という、今後の制度創設の方向が明示されました。

また、被害者・被害者団体・消費者団体などが訴訟当事者となる、集合訴訟制度について、A案からD案までの4つの手続モデル案が提示されました。モデル案では、被害者への通知・公告に基づく、被害者からの訴訟参加に対する除外の申出を基礎としたオプト・アウト型の制度(C案)、1段階目で被害回復の対象消費者の範囲を特定し責任原因を確認する判決を行い2段階目で対象消費者の債権確定を行なうという二段階型の制度(A案)、二段階型だが1段階目がオプト・アウト型の制度

(B案)等、これまでの法制度にはない新しい制度の検討が提案されています。

更に、まとめの部分で、集合訴訟制度の詳細検討にあたって、「この際、手続追行主体について適格消費者団体を想定するのであれば、適格消費者団体の飛躍的な発展が必要であり、消費者庁においても適格消費者団体が全国的に設立されるよう支援することや、訴訟追行に必要な資金の確保、情報面における支援など、環境整備を図る事が必要であり、集合訴訟制度の詳細の検討と並行して別途検討が行われるべきである」として、適格消費者団体への行政支援の抜本的強化の検討が明記されました。

※確定した報告書は、現時点では、まだ公表されていませんが、第13回研究会に提案された報告書(案)が下記のホームページに掲示されています。報告書(案)の修正は細部についてのものですので、基本的内容に変更はなく、報告書として確定されます。

<http://www.caa.go.jp/planning/pdf/100826-1.pdf>

<COJの「集団的消費者被害救済制度の早期創設を求めるアピール」>

この報告書について、消費者機構日本は、集団的消費者被害救済制度研究会が、学識者と専門家による真摯な検討を進め、消費者被害の救済と防止に向けて、4つの手続モデル案に示されたような、従来の民事訴訟の枠組みを大きく越えた新たな集合訴訟制度の創設の検討と、行政による経済的不利益賦課制度及び保全制度の検討の方向を提示した事と、制度の担い手として想定される適格消費者団体への、行政支援の抜本的強化の方向を示した事を、大きな前進として受け止めています。

今後は、それぞれの制度について、消費者庁または消費者委員会に新たな検討の場を設けて、制度の具体化が進められることとなります。

消費者機構日本は、これらの検討が速やかに行なわれ、新しい制度が早期に創設される事を求めるアピールを、2010年8月26日に公表しました。

このアピールでは、集合訴訟の新たな制度の具体化にあたって、消費者庁と消費者委員会に、以下の点を強く求めています。

- ① 消費者委員会等での検討を速やかに実施し、集団的消費者被害救済に実効のある集合訴訟制度を、2012年通常国会に法案上程できるよう、準備を進める事を求めます。
- ② 多数消費者被害の救済に有効な制度として、新たな集合訴訟制度へのオプト・アウト型(C案)と二段階型(A案)の導入実現を求めます。
- ③ 適格消費者団体が、訴訟追行主体として、積極的な役割発揮出来る制度を求めます。
- ④ 適格消費者団体が、制度の担い手として持続的に活動出来るよう、財政基盤や体制の充実強化にむけた、行政の積極的支援を求めます。
- ⑤ 制度を有効に機能させる為に、事業者に対する証拠開示制度の充実と、消費者相談機関による情報提供支援の強化を求めます。

※アピール文の全文は、下記のホームページに掲示しております。

http://www.coj.gr.jp/topics/topic_100826_01.html